

令和5年度 とくしまハンティングスクール 実施要領

1 目的

とくしまハンティングスクールでは、狩猟免許の取得支援と、取得後にニホンジカやイノシシなどの狩猟鳥獣を捕獲するための実践的技術の習得支援を目的とし、次に掲げるような方を対象として実施します。

- ・ 狩猟に関心があり、自ら取り組む意欲を持っている方
- ・ 現に狩猟免許を取得していないが、上記の目的を達成するために狩猟免許の取得を志している方
- ・ 現にわな猟を行っている方で、新たに第一種銃猟免許を取得し、猟銃を用いた狩猟を目指す方

2 主催

徳島県 (鳥獣対策・ふるさと創造課)

3 講習を実施する狩猟免許の種別

次の2種類の講習を実施します。どちらか一方でも両方でも受講できます。

(1) わな猟講習

わなを使用して狩猟する者

(2) 銃猟(第一種銃猟)講習(以下、「銃猟講習」という。)

銃器(装薬銃、空気銃(圧縮ガス銃を含む))を使用して狩猟する者

4 募集定員

初心者コース

- ・ 現に狩猟免許を取得していない方が対象です。
- ・ わな猟：10名、銃猟：10名(先着順)

経験者コース

- ・ わな猟免許取得者であり過去3年間狩猟者登録を行っている方で新たに第一種狩猟免許の取得を目指す方が対象です。
- ・ 銃猟：3名(先着順)

5 受講料

無料 ※ただし、狩猟試験申請料及び狩猟者登録に係る経費等は自己負担です。

6 受講の条件

初心者コース：下記(1)～(5)をすべて満たす者。

経験者コース：下記(3)を除くすべてを満たす者。

- (1) 徳島県に住所を有する(住民登録をしている)方に限ります。
- (2) 令和5年3月31日現在で40歳未満の方。
- (3) 「わな猟講習」を受講する方は、原則として令和5年11月までにわな猟免許を取得し、狩猟者登録を行うこと。(わな猟免許試験の受験資格のない18歳未満の方は、受講できません。)
- (4) 「銃猟講習」を受講する方は、原則として令和5年11月までに第一種銃猟免許を取得し、かつ、現に銃砲所持許可を受けている方は狩猟者登録を行うこと。あるいは、現に銃砲所持許可を受けていない方は令和5年度内に銃砲所持許可の手続きを開始すること。(第一種銃猟免許試験の受験資格がない20歳未満の方は、受講できません。)
- (5) 次に掲げる狩猟免許の欠格条項に該当する方は受講できません。
 - ア 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)、てんかん等に罹患(りかん)している者
 - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者

オ 鳥獣保護管理法の規定により狩猟免許を取り消された者で、取消しの日から3年を経過していない者

カ 狩猟免許試験で不正を行い、狩猟免許試験の受験が禁止されている期間中の者
(6) 過去3年間にわな猟免許を取得し、かつ、現在まで狩猟者としての活動を続けている者で、第一種銃猟免許を取得していない者。

※講習の課程で(3)(4)の条件を満たさない方は、原則としてその日以降の受講をお断りいたします。

※健康診断書等の証拠書類の提出は求めませんが、講習期間中に(5)の欠格条項に該当することが判明した場合は、その日以降の受講をお断りいたします。

※講習の課程で、その進行を妨害するような言動があった場合は、ただちに退出を命じ、かつその日以降の受講をお断りすることがあります。

7 開催日時及び場所

令和5年7月から令和6年2月にかけて、計9回の講習を実施します。

(1) ガイダンス

ア 共通

狩猟免許申請書の記入

(手数料(初心者:5,200円、経験者:3,900円)をご用意ください。)

(2) 知識講習

ア 共通

鳥獣保護管理法、その他法令等

狩猟免許・狩猟者登録制度、鳥獣の判別

イ わな猟

猟具判別、架設方法、その他わな猟に関する一般知識

ウ 銃猟

猟具操作方法、取扱い、その他銃器に関する一般知識

(3) 技能講習

ア わな猟

午前：鳥獣の見切り、午後：わなの架設方法

イ 銃猟(巻狩)

午前：鳥獣の見切り、午後：巻狩り猟見学

ウ 鳥獣の利活用

午前：解体講習、午後：ジビエに関する基礎知識

(4) 閉校式

全体総括、修了証交付

※狩猟免許試験の日程や準備物については、県HPにて御確認ください。

※詳しくは、別紙「カリキュラム」を参照してください。

※内容等を変更することがあります。

8 参加申込み方法

申込用紙に必要事項を記入し、下記の申込み・問い合わせ先に提出してください。

(郵送、FAX、メールへのPDF添付でも可)

9 申込み締切り

令和5年7月13日(木)

10 申込み・お問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1

徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課 鳥獣対策担当

電話：(088) 621-2262 FAX：(088) 621-2781

e-mail：choujutasakufurusatosouzouka@pref.tokushima.jp